

# ヨーロッパにおける 特許訴訟統一化の動向

欧州弁理士 **Matthew Turner**<sup>\*</sup>  
会員 **永岡重幸**



## 1. はじめに

本稿ではヨーロッパにおける特許訴訟制度統一化（UPLS：Unified Patent Litigation System）に関する最新情報を提供します。現在ヨーロッパにおける特許訴訟は各国の個々の裁判所で行われていますが、UPLSによればヨーロッパ全域をカバーする1つの裁判所を使用する特許訴訟制度が形成されることになります。

1つの統一裁判所を設立しようという流れには幾つかの理由があります。特許に関して1つの判決がヨーロッパ全域で効力を有するとすれば、その統一裁判所が法的安定性・確実性を向上することができ且つ訴訟当事者のコストを大幅に減ずることができます。また、現在のシステム（幾つかの国で別々に訴訟をするシステム）に比べて、訴訟期間も大きく短縮することができます。

2009年12月4日に開催されたEU Competitiveness Council（競争力評議会）の会合において2つの合意が成されました。第1の合意は統一EU特許の基本的な性質に関するもので、第2の合意はヨーロッパにおけるUPLSの設立に関するものでした。この2つの合意は統一訴訟制度に向けた大きな一歩であると言えます。本稿ではUPLSに関する合意を検証してみたいと思います。提案されたシステムの重要な特徴を以下に説明します。

EU法の下におけるUPLS提案の適法性に関する予備的見解がCJEU（Court of Justice of the European Union：欧州連合司法裁判所）の法務総督から2010年8月末に出されています。その後、CJEUは2011年3月に最終見解を出しました。この見解のインパクトについても後述します。

## 2. 歴史的背景

EPO（ヨーロッパ特許庁）は1999年からヨーロッ

パ特許条約等に基づく統一欧州特許裁判所に関する提案を作成してきました。これはEPLA（European Patent Litigation Agreement）と呼ばれています。この提案は単一のヨーロッパ特許の導入というアイデアに密接にリンクしています。

前向きなスタートを切ったものの、その後、EPO提案は進展することなく、2005年のヨーロッパ特許裁判所の設立に関する合意案が作成されると、議論がストップしてしまいました。しかし2007年になると、欧州連合理事会がヨーロッパ特許裁判所の構成、手続及び管割権に関する一般的な性格に関して提案を出してきました。この提案にはEPLAの多くの特徴が含まれています。

ドイツ人学者（Dietmar Harhoff教授）が、UPLSにより減ずることができるコストについて分析をし、2009年2月にその内容が公表されています。この分析結果を見ると、UPLSは利点が多いという結論が出ています。数カ国で同じような訴訟をしないです済むことによる費用削減は、UPLSというシステムを運営するコストの少なくとも5倍以上になると推定されています。2009年後半に欧州委員会はUPLSが設立されるべきであるという強いrecommendationを出しています。

これを受けて2009年12月4日にCompetitiveness Councilが開かれ、UPLS提案（後述）が作成されました。

UPLS提案に続き、EU議長国は、UPLS提案がEU条約に合致しているかについてCJEU（欧州連合司法裁判所）に意見を出すよう求めました。このシステムを実施する前にCJEUからの承認が必要だからです。2011年3月初旬にCJEUはUPLS提案がEU条約に適合しているかについての見解を出しました。

<sup>\*</sup> Miller Sturt Kenyon 事務所

残念ながら、CJEUは現状のUPLS提案ではEU法に合致していないという結論を出しました。その一方で、CJEUは、EU法が統一欧州特許裁判所の設立を原則として禁止しているという見解を示していません。これは我々にとって良い知らせであると考えられます。しかし、CJEUは「統一欧州特許裁判所はEU法の優越性を明言すべきであり、UPLS内でEU法違反があった場合の保障条項を充実させるべきである。」と言っています。

特にCJEUは、統一欧州特許裁判所によるEU法違反があった場合にEU加盟国は当該違反に責任を持たなくて良いという点に反対しています。UPLSでは特許事件を審理する権能は各国裁判所から統一特許裁判所に移されることになります。現在の各国裁判所の審理はEU法により規定されておりCJEU判決の効力が及びますが、統一特許裁判所の場合は異なる取り扱いがなされることになります。CJEUは、このようになるとEU法の統一的な適用が難しくなると感じています。よって、現在のUPLS提案が法律になる前に幾つかの大きな変更が必要でしょう。CJEUがUPLS提案を受け入れる前に、UPLSにおけるより強大な役割がCJEUに与えられる必要があると思われる。

### 3. 法律文書

Competitiveness Council 会合ではUPLSの法律文書案について合意を得ることができませんでした。しかし、どのような法律文書が必要で、大凡どのような形にすべきかについては合意が得られました。第1に、UPLSアグリーメントはEU法ではなく国際条約とすべきこと。こうすると、EUに属さない欧州特許条約(EPC)加盟国(例えば、トルコ)がUPLSに加盟することができるという利点があります。しかし、最初の何年かはEFTA(European Free Trade Agreement)加盟国だけしかUPLSに入ることが出来ないようにすると思われる。他の国はUPLSアグリーメント施行から5年後に加入が認められると考えられます。

UPLSアグリーメントが国際条約になることによる他の利点は、全てのEU加盟国がUPLSに合意する必要がないことです。つまり、少数の国の反対により全てのプロセスが頓挫するということがなくなります。

さらに2つの法律文書がUPLSにはあります。裁

判所の法令は統一裁判所の構成を明記し、手続規定は統一裁判所により裁判がどのように取り扱われるかを明記します。この法令と手続規定の案が現在提出されています。現在の法律文書案に記載されているUPLSの特徴は後で説明します。

### 4. UPLSの裁判システム

UPLS提案では、統一裁判所は「European and the EU Patent Court: EEUPC」(欧州EU特許裁判所)と呼ばれています。以下において、本稿で裁判所という言葉はEEUPCを意味します。EEUPCは第一審と控訴審と登録部からなっています。

第一審は1つの中央部と複数の地方部・地域部に分けられます。控訴審は1つです。現時点で、第一審中央部と控訴審の場所については、何ら決定されていません。場所の決定は議論を呼ぶと思われます。幾つかの加盟国は自国に第一審中央部や控訴審を呼びたいと目論んでいます。

#### ・第一審

UPLS加盟国の全ては、第一審の地方部を自国に設置する権利を有します。そして、取扱件数の多い加盟国は複数の地方部を設置することになると考えられます。特に、年間100件を超える事件を扱う国は最大3つの地方部を設置することができるようになると考えられます。これはドイツ、フランス及びイギリス等のヨーロッパ経済大国に適用されこととなります。しかしながら、加盟国は自国の地方部の財政を負担しなければなりません。もし複数の加盟国をカバーする地域部が設置された場合には、その費用はEEUPCが負担します。よって、加盟国には地域部を設立する財政的インセンティブが与えられることとなります。地方部の設置は比較的少数になると期待されています。

#### ・控訴審

控訴審は通常のケースでは最終審となります。よって、UPLSは二審制を採用することとなります。現在のEPO(ヨーロッパ特許庁)の審判部のサスペンデッド効果と同じように、控訴すると特許有効無効に関する下級審の決定がサスペンド(保留)されます。しかし、他の争点について保留効果は生じません。

## ・CJEU

CJEUはUPLSの中に含まれるようになると思いますが、UPLS提案では、特許事件に関する限りCJEUの控訴審（上級審）は設けられていません。EEUPCはCJEUに対してEU法解釈に関する質問を付託することができます。よって、UPLSの中のCJEUの役割はEU法の解釈に均一性を与える（均一性を保持すること）です。これはCJEUの目的に沿うものであります。UPLS提案におけるCJEUの役割は現在のEPOシステムにおける拡大審判廷の役割と異なります。なぜなら、CJEUは特許法に関する質問に答えを出す機関ではないからです。

上述のように、UPLS提案は幾つかの点で修正する必要があると思われます。当該修正により、CJEUにはより大きな役割が与えられることになるでしょう。この点において幾つかのオプション（選択肢）があります。例えば、CJEUに控訴審を作るとか、CJEUはEPOもしくは加入国からのリクエストに応じて法律的再考（review）を行うだけにする等のオプションがあります。

## 5. UPLSの判事

UPLSを実際に施行する際の大きな問題点は有能な判事を全ての地方部・地域部に供給できるかという点です。UPLS提案ではEEUPCにおいて審理をすることができる判事は特許裁判の経験を有していなければなりません。

EEUPCの1つの面白い特徴は技術的適格を有する判事と法律的適格を有する判事を使用することです。技術判事は関連技術分野において所定の専門知識を有していなければならないだけでなく、民法及び民事訴訟法の知識も有していなければなりません。これは歓迎されるべき条件だと思います。十分な数の十分な適格性を備える技術判事を実際に雇用することができるのであれば、という条件付きですが。技術判事は各国の裁判所において判事の資格を有する必要は無いので、UPLSでは弁理士が技術判事に成る可能性があります。

EEUPCの第一審では通常3名の判事により審理が行われます。地方部の場合、3名の合議体はその国出身の判事を1名もしくは2名含みます（その国で年間何件審理をしているかに応じて）。より詳しくは、当該国で審理される年間事件数が50件未満であれば、

その国から合議体に入ることができる判事の数は1名だけです。残りの2名の判事は中央判事団（central pool）から指名されます。全ての事件において、地方部の合議体は国籍が異なる判事を少なくとも1名含まなければなりません。

地方部・地域部は通常、法律適格を有する判事のみで構成される合議体を使用することが認められます。しかし、特許取消が争点になっている場合や侵害訴訟の当事者の一方が技術判事を要求した場合、4人目の判事として技術判事を呼ばなければなりません。中央部は常に、2名の法律判事と1名の技術判事（当該技術を専門とする技術判事）から構成される合議体を使用しなければなりません。控訴審は5名の判事から成る合議体を使用します。3名の法律判事と2名の技術判事が合議体を構成します。

幾つかの国の地方部においては、経験の浅い判事だけで合議体が構成されるのではないかという心配があります。その結果、大きな国に比べて質の低い判決が出されるのではないかという危惧があります。しかし、中央判事団から派遣される判事も加えることが要件となっていますし、小さな国の合議体には国外からの判事が2名（つまり過半数）入るので、判決の質についてのバラツキは最小に抑えられると考えられます。

## 6. どのような特許がUPLSにより取り扱われるのか

UPLSはEPOが付与したすべての現存欧州特許に適用されますし、これからEPOが付与するすべての欧州特許にも適用されます。ヨーロッパ統一特許制度が出来たならば、UPLSはこれにも適用されます。その一方で、各国の特許はEEUPCの管轄外となり、各国の裁判所により取り扱われます。

## 7. EEUPCが取り扱うことができる事件

EEUPCは下記の事件を処理することができます。

- ・特許侵害事件（非侵害確認裁判を含む）
- ・特許有効無効事件
- ・特許ライセンス事件

注目すべきは、EEUPCは上記以外の事件を取り扱うことができないという点です。EEUPCは、例えば、不正競争防止法、契約法、意匠法及び商標法に関する

事件を審理することができません。このような事件は、従前通り、各国裁判所が審理します。

## 8. 侵害判断と無効判断の分離

UPLS 提案では地方部は侵害判断及び無効判断を行うことができます（これは現在のイギリスのシステムと同じ）。また地方部は当該事件の無効判断については中央部に任せることにし、侵害判断だけを行うことも出来ます（これは現在のドイツのシステムと同じ）。地方部はその裁量により、侵害についてのみ判断を出すという決定をすることができます（無効判断については中央部に任せる）。最終的に、地方部は当該事件全体を中央部に任せるという決定を出すこともできません（この場合、当事者双方の同意が必要）。

侵害判断と無効判断の双方を行うか、これら判断を別々に行うかの選択ができるようにした理由は、イギリスシステムとドイツシステムの間で合意が形成されない恐れがあったからだと思います。中央部で無効判断を行うと、次のような欠点が出てきます。すなわち、特許権の有効性が判断される前に、地方部がヨーロッパ全域で差止請求可という決定を出す場合が生じます。この場合、もし特許権が無効であることが後日判示されたならば、当該特許権の侵害者には回復不可能な経済的ダメージが生ずるでしょう。

## 9. 裁判管轄とフォーラムショッピング

UPLS 提案では、EEUPC の中央部は取消に関する申し立てを審理しますが、侵害に関する申し立ては地方部・地域部が審理を行います。どの地方部・地域部が当該事件を取り扱うことができるのかは、侵害の場所と被告が依拠する国とに基づいて決められます。これは現在のヨーロッパの裁判管轄ルールに沿ったものです。つまり多くの地方部・地域部は、EU 全域で活動している被疑侵害者が関与する事件について、裁判管轄権を有することになります。

その結果、特許権者がフォーラムショッピングを行う可能性があります。つまり特許権者は権利行使の際には、最もプロパテントな国を選択するでしょう。これは現在アメリカの訴訟で起こっていることです。こうなると、ヨーロッパ統一裁判制度の integrity が弱められます。例えば、経験の浅い裁判官が勤務している地方部が選択されて当事者の一方が望むような判決を得られるとすれば、ヨーロッパ統一裁判制度の趣

旨が没却されてしまいます。この問題は最終的な UPLS 案作成の際に検討されることを望みます。

## 10. 言語の問題

EEUPC で使用する言語については未だ合意に達していません。しかし Competitiveness Council は幾つかの提案を出しています。この提案によれば、地方部で使用される言語は当該地方部が位置する国の言語を用います。但し、地方部は EPO の公用語（英語、フランス語、ドイツ語）の 1 つを選択することもできます。

中央部は特許明細書の言語を使用し、控訴審は第一審と同じ言語を使用します。いくつの言語が EEUPC の各部で使用されるかを現時点で推測することはできません。ヨーロッパ統一裁判制度のユーザの利便を考慮すれば、ヨーロッパで多くの人を使用する言語に限定される方向で議論が進むことが期待されます。

法務総監は使用言語の問題について危惧を示す意見を出しています。法務総監の意見は、EEUPC の地方部が使用する言語に関する現在の提案には同意できるが、中央部が使用する言語が欧州特許明細書の言語（英語、フランス語もしくはドイツ語）に限定されることには同意できないというものです。被告が上記 3 言語のいずれにも不慣れな可能性があり（実際には稀でしょうが）、そのような場合に被告の弁明の権利が害されるからであるというのが理由です。この問題も、UPLS 提案の修正版において解決されるべきものでしょう。

## 11. 救済措置

EEUPC はヨーロッパ各国の裁判所が侵害事件において与えることができる救済措置と同様な救済措置を講ずることができます。救済措置の例は以下のとおりです。

- ・ 損害賠償
- ・ 差止請求（UPLS に加盟する全ての国にその効力が及ぶ）
- ・ 暫定的な差止請求
- ・ 暫定的な差止請求としての対象物・商品の押収

大規模な侵害に対してヨーロッパ全域に及ぶ差止請求を認めるという考えは、特許権者にとって UPLS が与える最も魅力的な特質であると思われます。統一裁判所（EEUPC）が出す 1 つの判決が絶大な経済的インパクトを与え、侵害予備軍に対して大きな抑止力を発

揮するでしょう。

## 12. 代理人及び代理権

UPLSは代理人に関する要件として次のような事項を当事者に課しています。すなわち、当事者がEEUPCに対して手続きをするためには適切な代理人を立てなければなりません。適切な代理人とはUPLS加盟国の国内裁判所に対して手続きをすることが出来る弁護士を含み、さらに、欧州特許弁理士も含まれることになると思われます。EU特許裁判資格(EU patent litigation certificate)という資格が提案されているので、この資格により欧州特許弁理士がEEUPCにおいて手続きをすることができるようになるでしょう。

## 13. 5年間の経過措置

UPLSが施行されてから5年間は、ヨーロッパ統一裁判所に提訴するのではなく各国の裁判所に提訴することが認められます。5年経過後は、EEUPCだけが欧州特許に関する全ての裁判管轄権を有することになります。但し、EPOの異議申し立て手続き及びこれに相当する各国の手続きは存続します。

UPLSは欧州特許権者にとってはとても利点が多いと考えられます。但し、UPLSが特許権者にとってマイナス面を持つと考えるなら、特許権者は上記5年の経過期間終了前1ヶ月までにUPLS適用除外を申出ることができます。特許権者は、自身の特許ポートフォリオの中の個々の特許権について、全ての特許権をUPLS外とするか一部の特許権をUPLS外とするか決めることができます。UPLSを利用しないとした特許権は、その存続期間中は各国の裁判所において取り扱われることとなります。

UPLSを利用しないとした場合の利点は次のとおりです。すなわち、全ヨーロッパで有効だった特許権が1つの手続で消滅してしまうという事態を避けることができます。しかしながらその一方で、全ヨーロッパで効力を有する侵害判決を得る可能性はなくなりま

す。現在のUPLSアグリーメント案では、一旦UPLSを利用しないとした後にUPLSを利用したいと言うことはできません。UPLSを利用しないとする規定については多くの議論があります。なぜならUPLSを利用しない途を提供することが、UPLSの経済的なポジティブインパクトを減ずるかについて見解が分かれているからです。UPLSを利用しない場合の取り扱いについては今後(UPLSが施行される前に)色々な点で変更がなされる可能性があります。

## 14. 結論と今後の進展

以上の事実、予測及び議論をまとめると、Competitiveness Councilの合意に沿って考えれば、UPLSの基本的な構成については既に完成されていると考えて良いでしょう。また、UPLS提案はヨーロッパ特許侵害事件の簡素化及び費用削減という目的に合致していると思われます。UPLSの下では第一審判決は1年以内に出され、且つ、殆どの口頭審理は1日で終了します。

最終的なUPLSアグリーメントが作成されるまでに幾つかの課題を解決する必要があることも事実です。例えば、EEUPC中央部をどの国に設置するか、EEUPCの使用言語は何語にするか、UPLSを利用しない場合の取り扱い規定をどうするか等については議論を要するでしょう。CJEUの意見を受けてCompetitiveness CouncilはUPLS提案を大幅に修正しなくてははいけません。当該修正により、新しい統一特許裁判所はEUの法的枠組みに適合したものになるはずで

す。UPLSが施行可能状態になる前に克服しなければならない多くの障害があります。しかし妥協点を見つければ、UPLSが10年以内に設立されるのではないかと思います。そうなればヨーロッパ全域で特許権を行使する際の特許権者の費用及び時間は大幅に減ずることができます。

以上

(原稿受領 2010. 11. 29)